

オ2波スト 仮処分申請へ 不當解雇者仮処分申請へ

「確認書」強要とロックアウトを口実とした処分は、明白な違法・不当



86. 5. 24

No. 2248

国鉄千葉動力車労働組合

千葉市要町二一八（動力車会館）
(鉄電)二九三五六・(公衆)〇四七二二二七〇七

動労千葉は、五月二十二日、第一波ストでの八名の不当解雇者うち五名について地位保全、賃金仮払いの仮処分申請を東京地裁に申請した。

全く理由のない 不当処分

この日、仮処分申請したのは、鶴岡直芳勝浦支部長、笛生亘館山支部長、西本泰通銚子支部長、加納昭成田支部執行委員、岩井昇一成田支部青年部長の五名である。

公労法による八名の解雇がそもそも違法・不当なものであるが、とくに外周三区は、拠点外であり、現実的にも争議行為は行われず、全く処分の理由がない。また、拠点成田の二名についても役職からいつても当日の予備及び公休勤務といふことからしても全く不当であり、かつ、集会で発言もしておらず、共謀、あおりに該当する行為はなく、処分の理由がないものであり、早急に救済する必要があるところから今回、仮処分請求を行つた。

「確認書」は、不当労働行為のもの

八名の公労法解雇は、全く違法である。そもそも公労法での「スト禁止」そのものが違憲であるが、仮に、百歩ゆずつたとしても公労法のスト禁止の前提是、賃金、雇用の確保、団体交渉での解決ということである。

しかるに「61・3ダイ改」は、雇用安定協約を破棄したうえで、整理解雇を前提とした合理化を提案し、しかも重大な運転保安無視の内容についての団体交渉をも否定し、一方的に事前作業＝線見訓練を強行するという全く法の趣旨を無視して行われたものである。これに対し、止むに止まぬストライキにたつのは当然である。

さらに「確認書」の強要とロックアウトは、不当労働行為そのものである。

「確認書」は「スト指令に従うことなく」というが、スト指令は、組合内部の問題であり、第三者が問題にすること 자체が不当な組合介入である。同じく、「駅（区、所）長の命令する業務に従事します」などは、この時三六協定破棄中であつたことを考え合わせれば、強制労働を強いるものであり、無制限の労働強化の道へ通ずるものであり、全く不当なものである。

報復的不当処分 粉碎し、オ三、オ四波へ

動労千葉の第二波闘争に対する解雇八名、停職三一名、減給二三三名 合計二七二名にも及ぶ大量不当処分攻撃は、第一に、動労千葉が第一波ストに対する一九名もの超反動的大量不当処分＝闘争圧殺の恫喝を敢然とはねのけ決起したこと。第二に、一ヶ月にも及ぶ線見阻止闘争が職場生産点で事実上の国労との共闘をもつくり出し、その結果、動労千葉、国労千葉、国労東京が「61・3ダイ改」について妥結せず、無協約のダイ改となつたことに示される国鉄労働者の不屈の決起、怒りの大きさに対する当局、権力の恐怖とあせりにかられた報復的攻撃である。

本格化する国鉄決戦の勝利に向け、第三波・第四波の怒りの決起を実現するためにも不当処分粉碎・解雇撤回に向けた闘いを強化しよう。